

▲▽▲▽大阪湾海上交通センター▲▽▲▽①

大阪湾海上交通センターは、兵庫県淡路島の明石海峡を望む江崎に、1993年7月に設置された。明石海峡に明石海峡大橋が架かっており、海上交通センターの下方には、海岸に接するようにして江崎灯台がある。この灯台は1871年に設置され、現存する灯台のなかで神子元島灯台(静岡県下田沖)と榎野崎灯台(和歌山県潮岬)に次いで3番目に古いものである

■明石海峡航路

可航幅が3500m、潮流は最大7ノット、大阪湾と瀬戸内海を結ぶ船舶交通の要衝であり、この海域は好漁場で漁船の操業が盛んで、船舶交通は複雑になっている。このため、海上交通安全法に基づく航路が設定されている。

航路幅1500m(750mの東航レーンと750mの西航レーン)、長さ7000mが設定され、航路を明示するため中央線に明石海峡航路中央第1号ブイ、第2号ブイ、第3号ブイが設置されている。航路は沿岸地形に沿って少し折れた形になっている。東航の船は神戸港、大阪港、堺泉北港を目指すことが多い。

■管制システム

一般的に、長さ5m以上の船舶は航路を航行しなければならないことになっている。航路に入航するためには、船の大きさや種類などをセンターに通報し、センターの指示を受けなければならない。

・巨大船と危険物積載船の管制

巨大船または危険物積載船が同時に航路に入ることを防ぐように管制計画を作成し、通航時間の調整を行っている。

・視界不良時の管制

段階1 = 航路付近の視程が2000m以下で、巨大船、特別危険物積載船(および長大物件曳航船など)は航路への入航が制限される。

段階2 = 航路付近の視程が1000m以下で、巨大船と危険物積載船以外の1万総トン以上の船舶および長さが160m以上200m未満の物件曳航船は航路への入航が制限される。

・定時刻の通報=入航前日正午までの通報

長さ200m以上、危険物積載船(25000総トン以上の液化ガス積載船)は航路入航予定時刻、目的港などをセンターに通報する。

・入航予定時刻の3時間前までの通報

前記以外の危険物積載船(火薬類を積載する300総トン以上の船舶)